

●香川県告示第122号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成20年3月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

2 実施する区域

香川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

競走又は競技に出場する馬及び乗用、農耕用又は愛がん用の目的で飼育している馬

4 実施の期日

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

5 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応検査及び臨床検査を実施する。